

尼崎市教育委員会 5月臨時会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和6年5月13日 午後3時36分～午後4時41分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	安 田 博 之
教 育 次 長	東 政 信
参 与	能 島 裕 介
管 理 部 長	佐々木 修
学 校 教 育 部 長	渡 邊 明 美
学校支援担当部長	西 田 啓 行
教育総合センター所長	嶋 名 雅 之
社 会 教 育 部 長	橋 本 貴 宗
企 画 管 理 課 長	伊 元 俊 幸
施 設 課 長	松 崎 純 治
学 校 教 育 課 長	澤 田 慶 太
こども教育支援課長	福 田 晃 大
学びの多様化学校設置準備担当課長	石 井 郁 樹
ス ポー ツ 推 進 課 長	本 田 勝 也

日程第1 議事

- (1) 議案第28号 令和6年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第29号 令和7年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について

午後3時36分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第1「議事」の「議案第28号 令和6年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員

異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第28号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。

白畑教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1「議事」の「議案第29号 令和7年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長でございます。議案第29号令和7年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針についてご説明させていただきます。この度ご審議いただく基本方針は、お手元資料5ページ、6ページの義務教育諸学校及び7ページの高等学校、特別支援学校高等部でございます。まず8ページからの説明資料にてご説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。教科用図書の採択の仕組みとなっております。中ごろにあります、尼崎市教育委員会において本日採択の基本方針を決定したのち、教科用図書選定委員会及び各専門部会を組織いたします。各専門部会において、採択に関わる教科用図書について調査研究を行い、その調査結果を選定委員会に報告することとなっております。その選定委員会からの報告を受け、教育委員会が審議し、採択を行うという流れとなります。また、市立高等学校等におきましては、各学校において選定委員会が組織されるため、申請を受けて審議し、採択を行うこととなっております。こうした教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うことが定められているものでございます。

続いて10ページをご覧ください。今年度は特別支援学校中学部を含む中学校が採択替えの年となっております。また、市立学校及び特別支援学校高等部ににつきましては、採択期間に関する定めがないため、毎年度採択替えをすることができるとなっております。さらに、特別支援学級及び特別支援学校において使用する、附則第9条本いわゆる一般図書につきましては、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて、毎年度採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料を参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することとなっております。

続きまして、採択までの流れと日程についてご説明いたします。本日の教育委員会臨時会におきまして、令和7年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針をご審議いただき、それに基づいて、5月17日金曜日に第1回教科用図書選定委員会を開催いたします。また、専門部会は5月20日月曜日に第1回を全体会として開催し、その後期間中にそれぞれの専門部会を開き、調査研究を行うこととしております。そして、6月21日金曜日と6月28日金曜日に第2回及び第3回の選定委員会を開き、各専門部会からの報告を受け、教育委員会に対する報告書を作成いたします。そして選定委員会から提出された報告書・申請書と教科用図書の見本等を教育委員の先生方に事前にご覧いただき、7月22日月曜日の定例教育委員会において採択いただきたいというふうに考えております。

それでは本日ご審議いただきます、尼崎市の基本方針についてご説明いたします。

5 ページにお戻りいただけますでしょうか。令和 7 年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針となっております。基本方針の最初の三行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。尼崎市教育振興基本計画など、尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼崎の子供たちの成長を促す教科書を公正に採択するものでございます。そこにあります、大きい 1 から 4 には採択についての基本的事項や考え方等を記載しております。今年度採択すべき教科用図書についてご説明いたします。大きい 5 をご覧ください。採択すべき教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び施行令の定めに従い、両括弧 1 の小学校用教科用図書については、令和 5 年度に採択したものと同一の教科書を採択することとしております。両括弧 2 の中学校教科用図書については採択替えとなっており、中学校用教科用教科書目録に登載されている教科書のうちから新たに採択いたします。両括弧 3 の特別支援学校中学部及び特別支援学級において使用する一般図書についても採択いたします。続いて 6 ページをご覧ください。採択にあたり、県の基本方針に基づき、昨年度と 2 点変更している箇所となります。両括弧 4、学習者用デジタル教科書の考慮について。また、両括弧 5、ユニバーサルデザインに関する配慮について、この 2 点でございます。またその下に 6 の選定にあたっての評価項目を示しておりますが、昨年度からの変更点としましては、学習者用デジタル教科書、ユニバーサルデザインは両括弧 4 と両括弧 5 で特出しておりますので、評価項目、昨年度までは参考事項に入れておりましたが、参考事項から削除しております。この追記した 2 点につきましては、第 1 回の専門部会で調査に当たる部員に、こちらの方から丁寧に説明していきたいというふうに考えております。学習者用デジタル教科書の部分につきましては、令和 6 年度から英語において、デジタル教科書の方がすでに使われていることから、考慮の一事項とするというふうには出ておりますが、必ずこの部分は調査をしていただき、そして教科書採択に向けて、調査の結果をこちらの方にご報告していただくというふうにしたいと考えております。また、ユニバーサルデザインにつきましても、昨年度、中平委員の方からも、教科用図書すべての子供たちが使用していくものですので、そういう観点も必要ではないかというご意見をいただきました。この部分につきましても、両括弧 5 に特出しているところから、各調査研究する専門部員には丁寧に説明をし、その観点から、調査し、報告いただくものというふうに考えております。また、昨年度も多数ご意見をいただきました。ICT につきましては使って当たり前の時代が来ております。ICT の項目を追記しています。

次に 7 ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらにつきましても、義務教育諸学校に準じた内容となっておりますが、先ほどもご説明させていただいた通り、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請し、この申請に基づき、教育委員会で採択していただくこととなりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、参考資料といたしまして、11 ページ 12 ページに、尼崎市立教科用図書選定委員会条例、13 ページから 16 ページに県の基本方針、17 ページに令和 7 年度に使用しております尼崎市立学校教科用図書採択教科の種目一覧 18、19 ページには、小学校及び中学校における現行令和 6 年度使用している教科用図書

一覧、そして20ページからは、第四期兵庫教育総合プランの概要版。また27ページから尼崎市の教育振興基本計画、そして60ページからは、文部科学省が出しております教科用図書採択事務処理に関する通知の方を参考資料として添付しておりますので後程ご清覧ください。尼崎市の採択基本方針につきまして、ご審議いただき、承認をお願いしたいと考えております。

以上で教科用図書採択の基本方針についての説明を終わらせていただきます。なお、採択いただく教科用図書につきましては、6月14日金曜日から7月3日水曜日まで、中央北生涯学習プラザ、教育総合センターにおきまして展示会の方を開催させていただきますので、こちらもあわせてお知りおきください。以上でございます。

中平教育委員 主は学習ということになるかもしれないが、人権意識であったり、多様性の配慮であったり、誰が社会の中にいるのかというようなことを表現の中で学んでいくという上でも、そういったところも検定にあたっては留意いただくような形で選定委員の皆さんにご説明をいただけたらありがたいと思います。

学校教育課長 中平委員からご指摘いただいた点につきましては、各出版会社の方も教科書を作った趣意書というのを出されております。そういったところも意識されて作っているというところもありますので、併せて専門部員の先生方にもご紹介させていただいて、子供たちが普段から一番目にするものですので、そういったところからも多様性についても学んでいけるような形が望ましいと考えておりますので、ご紹介させていただいて、進めさせていただきたいと思います。以上でございます。

徳山委員 重要科目だけでもいいので事前に教科書目次をいただけないでしょうか。

学校教育課長 承知いたしました。

太田垣委員 ユニバーサルデザインについてだが、障害者向けの配慮というところありましたが、これから外国人の子供も増えていく社会になってきていると思います。例えば皮膚の色や宗教上の配慮というのはどうでしょうか。

学校教育課長 例えば障害の有無や多文化の部分についても併せて、子供たちが今日的な課題として学ぶべき事項であると考えています。子供たちが普段から目にするものから、そういったことが学べるような教科書という観点でも見ていきたいというふうに考えております。

白畑教育長 発言もないようですのでお諮りをさせていただきます。議案第29号を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

教育委員 異議なし。

白畑教育長 異議なしと認めます。よって議案第29号は原案の通り可決いたしました。それで

は、ここからは非公開といたします。

～～～～～～～～～～以下 議事の概要は非公開とする～～～～～～～～～～

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会 5 月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会 5 月臨時会の議事の全部を終了したので、午後 4 時 4 1 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 5 月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。